

## ■第410回食品安全委員会

日時：平成23年12月5日（月）18：02～19：41

傍聴者：18名

### 議事概要：

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

（ア）遺伝子組換え食品等 2品目

1）CNO1-0118株を利用して生産された5'-イノシン酸二ナトリウム

2）KCJ-1304株を利用して生産された5'-グアニル酸二ナトリウム

- ・厚生労働省から遺伝子組換え食品等2品目について説明。
- ・企業申請品目であり、企業秘密に関わる部分についての審議は一部非公開で行われた。
- ・現時点の当委員会の見解として以下が示され、本件については、必要なデータが厚生労働省から提出され次第、遺伝子組換え食品等専門調査会で審議することとなった。
- ・現時点において入手し得た情報に基づいて判断する限りにおいては、「5'-グアニル酸二ナトリウム」そのものの成分規格に関するデータはないが、「5'-イノシン酸二ナトリウム」及び5'-グアニル酸二ナトリウムと5'-イノシン酸二ナトリウムの混合物である「5'-リボヌクレオチド二ナトリウム」に関しては、食品添加物公定書の成分規格を満たしているとのことである。
- ・「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成16年3月25日食品安全委員会決定）第1章第3に規定する「組換えDNA技術によって最終的に宿主に導入されたDNAが、当該微生物と分類上の同一の種に属する微生物のDNAのみである場合」に該当することを示すためには、一部追加のデータが必要となる。
- ・「5'-イノシン酸二ナトリウム」及び「5'-リボヌクレオチド二ナトリウム」に関して、既存の非有効成分の含有量が増えており、その物質に関する詳細なデータを確認する必要があるが、提出されたデータからは、当該非有効成分は既存添加物として認められている物質と考えられる。
- ・また、本件については、必要なデータが厚生労働省から提出され次第、遺伝子組換え食品等専門調査会で審議することとなった。

\* 1）2）調味料として使用される食品添加物です。

（2）その他

- ・委員長から、今回の案件は、食の安全を確保するためのルールが守られていない事例であり、食の安全に対する国民の信頼を裏切る行為として遺憾の意が表明され、リスク管理機関において、今後このような事態のないよう、ルールの順守の徹底を関係者できちんと共有していただくことを期待する旨の発言があった。